契約変更理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事

契約変更後の工事概要

土工　１式、　街渠工　L=1139m、　車道舗装工　A=4814 ㎡
歩道舗装工　A=2447 ㎡、　道路照明灯設置工　N=9 基　構造物撤去工　１式
電線共同溝　L=71m

【設計変更の理由】

① 構造物撤去工法の見直し（本庄本山線～深江幹線）

工事に先立ち、既存構造物（万能塀）を撤去する必要があるが、既存構造物の基礎が想定以上に大きいため、当初設計の工法（ニブラ破砕）では物理的に取り壊しが出来ないことが判明した。

また、当該工事個所は、沿線民家との距離も近いため、長時間の工事騒音による苦情や工事中止の申し入れが相次いでため、下記のとおり構造物撤去工法を見直す必要がある。

・静的破砕工法により、基礎構造物を大きく分割する。
・工事騒音の影響が少ない魚崎浜資材置き場にて、処分場へ搬入できる大きさまで再分割する。

以上から、構造物撤去工が増工となる。

② その他数量の増が生じた。

（公表様式第６号）